

第18章 事業工程計画

第1節 全体工程.....	18-1
1. 工程計画検討の前提条件.....	18-1
1-1. 工程上配慮すべき手続きについて.....	18-1
1-1-1. 検討条件.....	18-1
1-1-2. 環境影響評価.....	18-1
1-1-3. 各種許認可.....	18-1
1-1-4. 調査等.....	18-1
1-2. 工事期間.....	18-2
1-2-1. 敷地造成工事.....	18-2
1-2-2. プラント建設工事.....	18-2
第2節 工程計画案.....	18-3

第1節 全体工程

1. 工程計画検討の前提条件

1-1. 工程上配慮すべき事項

1-1-1. 検討条件

本事業の実施においては、主に、敷地造成工事とプラント建設工事を想定して工程を計画します。ここでは、他都市の事例から、以下の条件を想定し工程を設定します。

- 敷地造成工事：従来行われている仕様発注とします。
- プラント建設工事：性能達成のための具体的方法を事業者が検討する性能発注とします。

1-1-2. 環境影響評価

本事業の実施に際しては、札幌市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価を実施することが必要です。

1-1-3. 各種許認可

本事業の敷地造成工事においては、次の許認可又は連絡調整が必要です。

- 宅地造成等規制法に基づく届出
- 森林法に基づく許可又は届出
- 土壌汚染対策法に基づく届出
- 河川法に基づく許可
- 文化財保護法に基づく協議

本事業のプラント建設工事においては、建築基準法、電気事業法、消防法等に基づく手続きが必要となります。これらの手続きは、実施設計等の設計者（決定された事業者）が行います。

1-1-4. 調査等

本事業の敷地造成工事及びプラント建設工事においては、次の調査を実施することが必要です。

- 地形測量調査
- 地質調査

1-2. 工事期間

1-2-1. 敷地造成工事

敷地造成工事については、敷地面積と他都市実績から想定し、以下のとおりとします。また、敷地造成工事に要する工期については、地質調査及び測量調査実施による詳細な検討を踏まえて設定します。

- 実施設計：1年間（必要な許認可を含む）
- 敷地造成工事：約2年間

1-2-2. プラント建設工事

プラント建設工事（焼却施設、破碎施設、管理棟、計量棟等）については、メーカーヒアリングの結果から、以下のとおりとします。なお、プラント建設工事では、引き渡しの前に試運転を約6か月以上実施します。

- プラント実施設計：約1年間（必要な許認可を含む）
- プラント建設工事：約4年間（試運転含む）

第2節 工程計画案

本事業の工程計画案を図18-1に示します。敷地造成工事は、平成31年度及び平成32年度とし、引き続き、プラント建設工事に着手し、平成36年度を目途に完成させる計画とします。

項目\年度(平成)	29	30	31	32	33	34	35	36	37
環境影響評価									
準備書手続き									
評価書手続き									
都市計画決定手続き									
基本計画									
策定									
基本計画検討委員会									
パブリックコメント									
敷地造成工事									
基本設計									
実施設計									
各種許認可等									
工事期間									
プラント建設工事									
要求水準書の作成									
事業者選定									
実施設計									
工事期間									
施設稼働									

図18-1 本事業の工程計画案